

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	6
委員会審査報告書	6
第 2 議案第17号 平成29年度利府町一般会計予算	7
第 3 議案第18号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計予算	8
第 4 議案第19号 平成29年度利府町介護保険特別会計予算	8
第 5 議案第20号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	9
第 6 議案第21号 平成29年度利府町下水道特別会計予算	9
第 7 議案第22号 平成29年度利府町町営墓地特別会計予算	9
第 8 議案第23号 平成29年度利府町水道事業会計予算	10
第 9 一般質問	
鈴木忠美 議員	10
1 選挙の投票率向上対策を	
2 館山公園の整備について	
及川智善 議員	25
1 性同一性障害について	
2 公共施設等総合管理計画に伴う諸施策について	

小 瀨 洋 一 郎 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

- 1 利府町をアクセスの良い町へ
- 2 町営駐車場の利用料金の見直しについて

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成29年3月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
政策課長	小幡純一	君
財務課長	高橋三喜夫	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	櫻井浩明	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君

産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 智 君
上下水道課長	大友 政一 君
震災復興推進室長	阿部 義弘 君
会計管理者兼会計室長	阿部 智子 君
教 育 長	本 明 陽一 君
教 育 次 長	松 尾 隆 治 君
教育総務課長	菅 野 勇 君
生涯学習課長 兼図書振興班長 兼図書館長	庄 子 敦 君
代表監査委員	宮 城 正 義 君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 敏 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 則 昭 君
主 幹	櫻 井 涉 君
主 任 主 査	利 玲 子 君
主 事	八 向 歩 君

議 事 日 程 （第3日）

平成29年3月13日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第17号 平成29年度利府町一般会計予算
- 第 3 議案第18号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第19号 平成29年度利府町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第20号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第21号 平成29年度利府町下水道特別会計予算
- 第 7 議案第22号 平成29年度利府町町営墓地特別会計予算
- 第 8 議案第23号 平成29年度利府町水道事業会計予算
- 第 9 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 再開

○議長（櫻井正人君） ただいまから平成29年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、13番及川智善君、14番遠藤紀子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 議案第17号 平成29年度利府町一般会計予算

日程第3 議案第18号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第19号 平成29年度利府町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第20号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第21号 平成29年度利府町下水道特別会計予算

日程第7 議案第22号 平成29年度利府町町営墓地特別会計予算

日程第8 議案第23号 平成29年度利府町水道事業会計予算

○議長（櫻井正人君） この際、日程第2、議案第17号平成29年度利府町一般会計予算から日程第8、議案第23号平成29年度利府町水道事業会計予算まで、議事の都合上、一括議題といたします。

本件について**予算審査特別委員長の報告**を求めます。委員長。

○予算審査特別委員長（吉岡伸二郎君）

平成29年3月13日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

予算審査特別委員長 吉岡伸二郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、利府町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順で読み上げてまいります。

議案第17号 平成29年度利府町一般会計予算、原案可決すべきもの。

議案第18号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第19号 平成29年度利府町介護保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第20号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第21号 平成29年度利府町下水道特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第22号 平成29年度利府町町営墓地特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第23号 平成29年度利府町水道事業会計予算、原案可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第17号平成29年度利府町一般会計予算について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。最初に、反対討論。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 議案第17号平成29年度利府町一般会計予算に反対の立場を示させていただきます。

理由につきましては、先ほど予算審査特別委員会の中で述べておりますので、省略いたします。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。17番 羽川喜富君。

○17番（羽川喜富君） 議案第17号平成29年度利府町一般会計予算に対して賛成の立場で討論いたします。

内容に関しては、予算審査特別委員会で述べさせていただきましたので、省略いたします。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号平成29年度利府町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成29年度利府町国民健康保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。最初に、反対討論。5番 安田知己君。

○5番（安田知己君） 議案第18号平成29年度利府町国民健康保険特別会計予算に反対します。

反対討論は、先ほど予算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。1番 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） それでは、議案第18号平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出予算に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

内容につきましては、予算審査特別委員会にて述べましたので、省略いたします。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号平成29年度利府町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成29年度利府町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号平成29年度利府町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第20号平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成29年度利府町下水道特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第21号平成29年度利府町下水道特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成29年度利府町町営墓地特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第22号平成29年度利府町町営墓地特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成29年度利府町水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第23号平成29年度利府町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは9名であります。通告順に発言を許します。

初めに、10番 鈴木忠美君の一般質問の発言を許します。鈴木忠美君。

〔10番 鈴木忠美君 登壇〕

○10番（鈴木忠美君） 10番、21世紀クラブ、鈴木忠美でございます。

今定例会においては、2件について質問をさせていただきます。

1点目は、選挙の投票率向上対策についてでございます。

これについては、これまで最近、26年3月の一般質問、高久議員から始まりまして、ここ6人ほどこの選挙関係について質問しております。その中でいろいろなかなか進まない状況がありましたので、再度私今回この選挙の投票率向上について質問をさせていただきます。

まず、最初に昨年、選挙年齢が18歳に引き上げられたが、各種選挙結果を見ると全国的に投票率は期待するほど伸びなかった。平成28年6月議会で投票率向上対策に質問した際、投票率低下の原因は、当日の天候、立候補者数、投票の仕組みが時代に合わない、内容を改善しながら向上に取り組むという答弁がありました。来年2月は町長選挙も控えております。

そこで、本町の選挙投票率向上対策についてお伺いいたします。

（1）改善対策としてどのようなことを実施するのか。

（2）期日前投票所の増設等の考えはないか。現在、役場庁舎1カ所から駅のコミュニティセンター、そして東部地区、西部地区に各1カ所設置して、合わせて町内4カ所に設置することはできないか。

（3）高齢者・障害者の投票対策として、投票所への足の確保はどのように考えているか。

（4）18歳選挙権への投票PR対策についてお伺いいたします。

（5）共通投票所設置について、調査結果はどの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

2番目、館山公園の整備について。

本町の桜の名所である館山公園は、新たな防鳥対策、昨年と違った鳥の鳴き声等を入れていただきまして、また音を拡大して取り組んできたことで、昨年に引き続きことしもきれいな桜を見ることができるようであります。館山公園頂上に駐車場を増設することについて、27年9月議会で質問したところ、早速地権者と交渉を進められ、本年2月末で24台分が完成、これからは利府町営たてやま霊園に来られる方なども、館山公園へ登られる方が多くなると予想されます。今後も引き続き公園整備に取り組んでいく必要があります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

（1）増設した駐車場の使用開始の時期と周知方法。

（2）桜の開花時期は混雑が予想されるが、対策は考えているか。

（3）老木、腐っている桜の木が非常に多くなっております。新たに補植する計画はないか。

（4）トイレの壁面ペンキが剥がれ、改修の工事計画はないのか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、「選挙の投票率向上対策を」は選挙管理委員会事務局長、2、館山公園の整備については町長。

初めに、選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） 10番 鈴木忠美議員の第1点目の選挙の投票率向上対策についてお答えを申し上げます。

まず、（1）の投票率向上のための改善策についてでございますが、平成28年6月定例会の一般質問におきまして、内容の改善などをしながら継続して啓発活動に取り組んでいきたい旨、お答えをさせていただいたところでございます。

内容の改善あるいは新規の事業として考えておりますのは、1点目といたしまして、選挙啓発ポスターコンクール応募作品の展示でございます。小中学生の描いた啓発ポスターを庁舎内に展示いたしまして、来庁舎の方に見ていただくことで選挙意識の高揚を図りたいと考えております。

2点目といたしまして、各町内会総会への祝辞の送付でございます。町内会の総会には、幅広い年齢層の方が出席いたしますので、投票参加の文言を盛り込んだ祝辞を出席者に披露してもらうことで、選挙への意識を高めていきたいと考えております。

3点目といたしまして、小中学生を対象とした出前授業の推進でございます。今年度、初めて小学校1校で実施をしたところですが、その内容を充実させながら、将来の有権者を育ててまいりたいと考えております。

4点目といたしまして、投票立会人への若年層の登用でございます。幅広い年齢層の方を立会人に登用することで、選挙への理解を深めていきたいと考えております。そのほかにもこれまでのやり方に固執することなく改善を心がけて取り組んで参ります。

次に、（2）の期日前投票所の増設についてでございますが、これまでも多くの議員の皆様から増設の御要望をいただいております。選挙管理委員会といたしましても、利便性の向上と投票率の向上に期待が持てる施策として捉えております。期日前投票所の増設に当たりましては、これまでもお答えしておりますとおり、設備費用の課題、人員確保の課題、設置場所の課題などがございますが、それらの課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

今回、町内4カ所に設置することはできないかという御提案をいただきましたが、これまでにいただいております御提案とあわせて、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。

次に、（3）の高齢者・障害者に対する移動支援についてでございますが、投票所への移動が困難な有権者に対して巡回や送迎バスの運行、タクシー運賃の助成などを実施している市町村があることは承知をいたしております。しかし、山間地域や投票所の統廃合による対策として実施しているものと理解しており、本町におきましては、地域や対象者の選定など困難な問題が多いと考えております。

平成15年に不在者投票制度から期日前投票制度に変わり、投票できる要件も大きく緩和されております。期日前投票所も交通の便がよい町民交流館に設けておりますので、投票日当日に投票所まで行くのが困難な高齢の方については、期日前投票所の利用をお願いしたいと思います。また、障害のある方については、種別や等級によって差はあるものの、福祉サービスによる助成制度等がございますので、それらの制度を活用していただき、期日前投票所の利用をお願いしたい

と思います。なお、重度の障害がある方、あるいは介護保険の要介護5の方については、郵便によって投票できる制度がございますので、周知に努めてまいります。

次に、（4）の18歳選挙権者への投票PR対策についてでございますが、有権者となって初めての選挙は、その後の投票行動に結びついていく大切な選挙であると言われております。選挙権年齢が引き下げられて初めての選挙となりました、さきの参議院議員通常選挙では、新有権者759人に対し、選挙権の取得や選挙期日などを記載したはがきを送り、啓発に努めたところですが、参議院議員通常選挙における本町の18歳の投票率は57.25%で、県平均である49.99%を上回る結果となり、多少なりともはがきによる効果はあったものと捉えているところでございます。

このことから、今後執行される選挙におきましても、はがきによる啓発を柱として、その他の方策も模索しながら、有権者としての自覚と投票参加を促してまいります。

最後に、（5）の共通投票所の設置に向けた取り組み状況についてでございますが、電算事業者から情報を収集し、課題の整理をしたところですが、その中で、二重投票を防止するためのシステムの取得という新たな課題も見つかりましたので、引き続きほかの市町村の様子なども見ながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 10番 鈴木忠美議員の御質問にお答えを申し上げます。

第2点目の館山公園の整備についてでございますが、（1）と（2）につきましては関連がありますので、一括でお答えを申し上げたいと思います。

忠美議員御承知のとおり、この館山公園は町内でも有数の桜の名所となっております。花見のシーズンにはたくさんの方々が訪れております。昨年の8月には、公園に向かう町道館ヶ沢線の拡幅工事が完了いたしました。さらに、忠美議員お尋ねの頂上部への駐車場、おかげさまで今年7日には24台分の駐車場を確保しました。これにつきましても、忠美議員から土地の所有者、地元の土地の所有者に働きかけをしていただきました。ありがとうございます。そして、運用を開始したところであります。既設の駐車場と合わせまして合計70台分が確保されたことから、相当の混雑緩和が図られるものと期待しているところであります。

今後の花見シーズンに向けまして、町のホームページと4月号の広報紙に駐車場についての記事を掲載いたしまして、周知をしてまいりたいと考えております。

（3）の補植計画についてでございますが、現在館山公園内には139本の桜があります。貴重な観

光資源を保護するために、剪定あるいは施肥などをして適正な管理に努めているところではございます。既存の桜が植生している場所は、広範囲に根が張っていることや、日当たりの問題などもありまして、残念ながらこの補植する場所がない現状であります。町民の皆様の憩いの場として親しまれている館山公園の桜を絶やさぬように、新たな補植場所についても検討を進めながら、引き続き適切な維持管理を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

最後に、（４）のトイレの壁面改修工事計画についてでございますが、町でもこの壁面塗装が剝離していることは十分認識しております。ことしの花見シーズンまでには、何とかこの壁面の補修をする予定でございますから、御理解をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 局長のほうから投票率の向上対策ということで、今お答えをいただいて、これまでの答えを見ると、啓発ポスターとか、あるいは中学校での出前講座、出前講座もこれは始まったばかりでしょうけれども、そうそう真新しいものではない、ただ、本当に真新しいと言えば、投票立会人を若年層に考えているということがちょっと出てきました。やはり利府町の選挙状況を見ると、非常に投票率が全般に見ると低いですね。

これは選管さんにも行って、ちょっとデータを調べさせてもらったのですが、平成15年から平成28年までのデータを調べさせていただいたのですが、その中で非常に投票率そのものが悪い、町内の選挙を見ると、町長選挙がこの間に2回、それから議員選挙が2回ということで、町長選挙も22年の2月に48.48%が平成26年2月には39.76ということで、これは前回もお話があった雪の影響だということでちょっとお話を伺っております。それから、ちょうど町議選についても、平成19年は55.94、23年には50.44、前回、27年8月には43.0ということで、非常にこの投票率が悪くなっている。それで、これも前回言われましたけれども、候補者自身にも問題があるんじゃないかということも確かには言い切れませんが、その辺も私たち議員としてもやはり認識した中で取り組んでいきたいと思っておりますけれども、ただ、町の投票率がこのように下がっていると、従来どおりの対策ではなかなか投票率を向上させていくのは困難じゃないかなと思います。

ただ、私なりに考えてきたことは、例えば投票所の時間の延長を図るとか、それから期日前投票所の設置場所、現在1カ所ですけれども、その場所を、後からも出てきますけれども、それを

検討するとか、共通投票所の設置をするとか、あるいは投票所に行く高齢者に対する支援対策とか、それから投票日に……そういうことを、真新しいやつをやっていただきたかったんですよ。毎回そのポスターとか啓発事項とか街頭キャンペーンとかというんじゃなくして、その辺についてもうちちょっと踏み込んだ取り組みというのを考えていないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

まず、啓発として考えていることは、先ほどお答えをさせていただいたところでございます。そのほか投票所の環境整備というお話になるかと思うのですけれども、これも今回御質問いただいております、期日前投票所の増設というのがまず身近な課題であろうというふうに委員会としても捉えております。これも先ほどお答えしたとおり、まだ課題がございますので、今そちらの課題の解決に向けて取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 関係することは後ろのほうにもあるものですから、投票率向上対策については昨年、70年ぶり、70年ぶりというのは私の生まれた1945年に、25歳から二十にこの選挙権が引き下げられたんですね、調べてみたらね。そういうことで、70年ぶりに今度、二十から18歳にまた見直しされたということでありますので、当初はある程度若い人が加わったら率がよくなるのかと、18歳の人については先ほど話した中で五十何%はあったといえども、全体的な投票率が非常に悪い。やはりこれらも含めた中で、町としてやはり低投票率を何らかの手法ということで、いろいろ今局長がお話はされていますけれども、具体的にやはり取り組みをしないと、いつになってもこういう状態が続くんじゃないかなと思うので、あと関係するので次のほうでお話ししますけれども、そういうことでもう少し積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2番目に参ります。2番目の期日前投票所の増設ということで、確かに私の提案したことで、東部地区、西部地区ということもお話ししましたがけれども、これはちょっと無理だと、やはりいろいろ、金もかかる、いろんなこともありますので、少なくとも、これは昨年の6月に公職選挙法によって期日前投票所の時間延長とか、あるいは共通投票所の設置、あるいは投票所に行くことができる子供の範囲とかと、いろいろ拡大されたわけですが、本町では現在、期日前投票所は役場1カ所にしか設置されていないと。過去の期日前投票所の実績は、見ると、平成15年から28年まで19回、いろんな選挙がありました、それを見ると、国政選挙、前半、15年から始まった前

半のほうは、3回が一桁、以後、7回がどうか二桁にいったというのが、期日前投票所での数字であります。それから、知事選、県議については、4回ありました。4回というのは、3回がもう一桁ということで、非常に低いと。また、町内の選挙、町長選挙あるいは議員選挙というのが5回ございましたけれども、全が一桁と。一桁でも非常に悪いんですね。6.7とか8.0とか、非常に低いということでありますので、やはりその辺を考えなきゃいけないのかなと。

そういうことで、東部、西部については設置が非常に困難だとあれば、少なくとも人が多く集まる駅、コミセンですか、コミセンにする考えはないか、お伺いをさせていただきます。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、期日前投票所の増設に向けましては、今委員会としても課題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。御提案のコミュニティセンター、確かに駅の乗降客の方にとっては便利になると思います。設置する際の有力な候補地と言ったらいいのでしょうか、その位置づけとして委員会としては考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 駅のコミュニティセンターの設置については、もちろん局長もよく、当然、今お話しした中で御理解されていますけれども、やはり通勤の途中に選挙が、投票ができるよと、あるいはミヤコーバスの発着地でもあるし、それから町営バスの、町民バスの路線経路ということで、非常にあそこを通る方が多いものですから、やはりこれは早急に町として取り組むべきだと思いますけれども、全くまだまだ先の話でしょうか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

実施時期についてですけれども、ここではっきりしたことは申し上げられませんが、今課題解決に向けて取り組んでおります。委員会としても課題解決できれば実施をしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 確かにここで1回で答えを出してくれと言っても、なかなか大変でしょうけれども、やはりやる気を持ってひとつ、やる気を持ってって大変失礼な言い方しましたがけれど

も、積極的に取り組んでいかないと、これはなかなか改善できないと思う。やはり駅については町民の方も理解を示すと思います。ぜひお考えをいただきたいと思います。

次に、3番目に参ります。高齢者・障害者の投票対策として、投票所への足の確保ということでお話し申し上げたところ、よそではやっているけれども、その辺は山間地とか、そういうところでしょうと、それから高齢者に対しての送り迎えは、それから障害者については、高齢福祉の関係のサービス補助を活用してくださいというお答えがございました。確かにいろんな情報を見ると、そういうのもございます。ただ、どうしても投票率の低い場所、それから指定投票所まで行く方が行くのに遠いということで、高齢者というのはなかなか大変だということで、シャトルバスとか、あるいはタクシーで送迎をしているところは現実的にあるわけですね。あるのです。それで、当然局長の中では、ほかの自治体等々調査していろいろ検討されていると思いますが、先ほどのお答えからすると、高齢者については山間部で、ここは、利府の場合は全くそういう山間部扱いにはならないから考えないと、障害者についてはそちらの福祉の関係でやってくださいということで、全くこの辺についての考えは持っておりませんか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） 投票所までの移動支援ですけれども、確かにやっているところはございますが、利府の場合ですと、投票所も町内14カ所に配置をいたしております。余り遠いところはないんじゃないかなというふうな判断をいたしております。もし遠いということであれば、利府ですと路線バス、あるいは町民バスなど走っていますので、そちらを利用していただいて、期日前投票の期間も長いですので、そのうち都合のいい日、ぜひ期日前を活用していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 参考までですけれども、一関市選管でことしの10月の市長・市議会選挙から、現在の投票所、122カ所ある投票所を半減の62カ所に見直すと、一関の選管ですよ。なぜ。係員の配置など運営に非常に困難であると。それから、1回の選挙をやると大体2,000万円の削減ができるということ。それから、投票所がなくなる地域の高齢者などへの配慮についてどういうことをやるか、やはり今まで122カ所あったのが半分になるものですから、今お話ししたとおり、離れている方はどうするの。有権者、全有権者にバスなどの往復無料券を交付して、期日前投票や当日の投票に使わせるということを思っているんですよ。これも一関市だから、だからもしく

はそうすると、62丸つきり山間部をなくしたのだかなんだかわかりませんが、そういうやり方もあるんですよ。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

一関の例をお話いただきましたけれども、投票所122から60、半分ですので、その一関さんの実情に合った形での投票所の移動支援というふうに感じます。本町においては投票所は、先ほども言いましたけれども、14カ所、減らしてはきておりません。バスも今のところ路線バス、町民バスとも走っておりますので、仮にバス、一関市さんと同じように、バスの無料券をすることになった場合、この地区の選定、あるいはどういう人に無料にしたらいいかという、そういう何か公平ということも考えなくてはならないと思いますので、まず本町では難しいのかなということを考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今一関のことを話したけれども、一関の人は全員有権者というようなことになっていきますけれども、今回私の質問は、あくまでも高齢者・障害者の支援対策ということなので、その辺の中でひとつ前向きに検討を進めていただきたいと思います。なぜこれを出したかという、最近高齢者の事故、運転事故で非常に多いですね。高齢者が車を持っているから車で選挙に行きたいのだけれども、やはり高齢者は今、運転免許の自主返納ということが非常にふえております。免許証をやっちゃうと、自分が今度来られないものですから、息子とかを当てに、送っていただく、それができないと結局、そういう、俺はもう行きたかったけれども行かなかったんだ、遠くてというようなことが、いろいろお話を聞いたものですから、今回こういう質問を出したわけなのですけれども、その辺、運転免許の自主返納も結構出ていると思うんですよね。それも考えたとき、当然何らかの形を考えるべきだと思うのですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

まず、高齢化というのは間違いなく本町でも進んでいくことと思います。ただ、それと同時に選挙制度の改善、あるいは高齢者等を取り巻く生活環境というのも変化していくと思いますので、そちらのほうを的確に捉えて対応していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 次、4番目に参ります。18歳選挙権者への投票のPRということで、先ほど参議院選のときははがきを759名の方に送って、投票率が59.25と、県の投票率はよかったということでもあります。それから、成人式ですか、成人式での模擬投票も見ております。今の町でのやり方としては、例えば投票PRとして成人式会場での模擬投票、あるいは街頭での啓発キャンペーン、ポスター啓発、布生地横断幕の設置、ホームページのPR、出前講座、いろいろやっていることは理解しているつもりでございます。ただ、昨年から選挙年齢が下げられたということで、選挙権を有した方に選挙に対する関心と理解を持つように取り組む必要があるかと思えます。

そこで、提案として、今後の選挙の投票所の投票立会人として答えの中で考えたいというのが出てきましたので、ぜひここに高校生、あるいは大学生、若い人1名を必ず配置するような方向はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

若い人への選挙の意識を高めてもらう方策ということでございます。投票立会人については、これまで公募で募ってまいりました。特に年齢制限を設けているわけでもなく、委員会としては若い方にもなっていただきたいという思いから公募を実施をしてきたところです。残念ながらなかなか若い方、応募がなかったものですから、今回新たに特別にといいますかね、若い方の登用する手だてを考えていきたいと考えております。ただいま高校生、あるいは大学生というお話で、投票所各1名、頑張って取り組んでみたいと思えます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 確かに今の立会人というのは、広報で公募して、そしてやっているということですから、投票所に行くとなかなかの方がおられるということでもあります。やはり若い人にそういう選挙に対する関心を持たせるためには、いろいろ募集するのに、立候補に上げる際も、今局長がちょっとお話し申し上げたとおり、各投票所立会人、高校生、大学生1人を指定しますよというような記事的な明記をすとか、でも、それでもなかなか若い人は、いやいや、そこまですと遠慮して出てこないと思う。万が一1カ所のあれにそろわなかったときは、指定投票所の設

置しているところの行政区長さんをお願いをして、何日か前にいつまでと募集をかけているので、そこから御推薦をいただいて、何としても若い人をそこに入れて、そしてその選挙に対する関心度を選挙のたびに広げていくという方向が必要だと思いますが、その広報についての上げ方についてどうでしょうね、今お話ししたようなことは考える余地はございますか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

どうも御提案ありがとうございます。方法の工夫ですね、これから具体的な募集方法等については内部で検討することにしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） ぜひ若い人がこの投票所に立会人となられることを希望したいと思います。

また、いろいろ見ると、投票所の立会人は期日前投票所に来ている若い人を使っているところも結構あるようなんですよね。始まったばかりなのですけれども、そういうことでどんどん若い人にやはりその意識を持たせるということをやっているの、いろいろ見ると、投票所の立会人、あるいはあそこで今役場の方がやっている、投票に来て受付やる、それは職員がチェックして、職員がチェックした後に対して、投票者に対して投票用紙を手渡しするあれとか、いろんなその使い方がある。いずれにしても、やはりそういう場に若い人を取り込んでいくというのが、これからの投票率を上げる、若い人もさらに取り込みましたらよろしいのではないかなと思いますので、今後にぜひ検討していただきたいと思います。

次に、5番目に参ります。5番目、共通投票所の設置について、調査の結果、その後どうなっているかということについても、先ほどいろいろ引き続き調査ということで、前回もやはりそのようなことをいただきましたけれども、実施困難な理由としては、例えば先ほど言った経費とか、そういうことでしょうか。一番大きい問題は何でしょうか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

実施に向けて大きな課題は何かということでございますけれども、まず機械の取得が大きいということになります。町内14カ所の投票所にパソコンを配置しなくてはならないということが、まず大きな問題の1つでございます。その次に、先ほどもお話を、お答えをさせていただきましたけれども、新たなこの二重投票を防止するためのシステムというのをつくらなくてはならないということ

が浮上してまいりました。大きいのはこの2つじゃないかいなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それというのは、確かに14カ所ですか、投票所全部つながなきゃない、システムを構築しなきゃないと思うのです。経費は大体どれぐらいかかると試算しておりますか。もしやるとする場合、そういうのを試算したことございますか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） お答えをいたします。

パソコン14台購入した場合、1台80万円という見積りのようでして、それで1,120万円でございます。この機械が壊れたときのために、あとは予備を何台用意しておくかということで、その購入費が違ってまいります。

あと、システム、二重投票を防止のシステムなのですけれども、こちらについてはまだ見積もりはいただいておりますが、かなりの金額になるんじゃないかなという気はしております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） この共通投票所については、これは去年の、去年ですか、去年6月の公選法、改正公選法の中で設置できるようになったということで、早速やはり取り入れているところもあるんですね。私が調べたのは、今の話を聞くと、そのようにかかるのかなと。あるところでやったのは、人件費を含む経費が480万円、うち300万円を国が補助、市の負担は実質、これは市ですよ、これ、やったのは、それで実質市の負担は30万円程度で済んだということで、国からの補助をどのようにごらんになっています、見ていますか。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） 選挙制度が変わりまして、国のほうでも積極的に取り入れてくれということで、補助制度も設けられております。

共通投票所の補助につきましては、執行経費基準法の中で加算措置が見られております。補助率は9分の5というふうになっておりますけれども、事前に宮城県、県の選挙管理委員会のほうの承認が必要だということでありまして、まだ確実に9分の5がもらえるかどうか、さっきの予備費の関連とかもありますので、予備機ですね、予備機種の関係もありますので、幾らになるかというのはまだ疑問が残っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 去年の参議院選に取り入れたところというのは、全国でも4町村、長野県1カ所、北海道が2カ所、あと熊本で1カ所で、非常に少ないと。だけれども、いろいろ見ると、国の総務省の2016年での自治体への補助金として約2億円を計上しているという、去年はね、ことしは、2017年はどうなのかわからないが、それで共通投票所の導入を呼びかけているということとあります。そして、また去年は出たばかりですから、4カ所しかできなかったけれども、もう今後の選挙については205自治体が進めたいということで、今取り組んでいるようです。

それで、さっきお話した千何百万というのをまともに町がかぶるわけではございませんので、やはり補助金、そういうのを活用した中でやると、やるべきだと思うし、そうすることによって、例えば共通投票所、当然そういうのを設置するときは、大型商業施設ですから、イオンとかに置いた場合は、あの辺に来た人が、非常に集客数も多いものですから、投票率の向上にもつながると思うので、ぜひその辺は積極的に取り組んでほしいと思います。

確かに共通投票所を設置すると、いろいろ二重投票の防止策とか、あるいはシステムはトラブルったときどうするんだとかとなると、いろいろ問題はあります。やはりそういう中で、トラブルたときは、何というのは、停電なったときどうするのとかと、やはりそのときは発電機準備しておくでしょうと。発電機やったってつながらなかつたらどうするのといったら、今度はやはり紙の名簿を準備しておかなきゃないでしょうとかという、非常に問題はないわけでないのです。それは十分理解して今質問しているのですけれども、やはりこういう国としてやろうとしていることには、町としてもやはり積極的に取り組んでいって、国のほうの補助を使えるのだったら、使った中でやることによって、町民サービスにもなるし、投票率の向上にもつながると思うので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

次に、館山に参ります。館山公園、先ほど町長のほうからお答えになったとおり、駐車場を早速整備していただきまして、ありがとうございます。時期については、見に行ったらもう使っている状態ということで、もうあそこは24台新たにづくっていただいて、合わせると約70台ということで、非常に今度は花見のとき上がっていく方も多いかと思います。周知については広報で今度されるということなので、さらに町民の方も、え、こんなところにこれができるということと、思う方もありますけれども、非常に館山を訪れる方が多くなるかと思えます。

2番目の桜の開花時期の混雑ということで、確かに70台あるから大丈夫でしょうということとありますが、駐車場はできたけれども、上と下で70台ということで、途中に行き違いの場所もつ

くりまして、私もこの間、ただ上ると今も上られないと思ったから、ちゃんと帽子をかぶって、青いシャツを着て上っていったら、車とすれ違ったので、退避所を使わせていただきました。非常に途中で退避所をつくったというのは、行き違いのね、あれも使わせてもらったので、そういう意味においても、ただ、時期になったとき、一時期だと思うの、桜の時期ってそんなにずっとじゃないけれども、その期間、例えば10日間かそこらだと思うけれども、その間だけでもせめて警備員、交通指導要員というかな、そういう人を配置して、車の上がり下がりスムーズにするという方法が必要でないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） それでは、10番 鈴木忠美議員の再質問にお答えします。

車の行き違いということで、本来であれば、あの道路全部拡幅して片側1車線、2車線の道路を整備すべきでしょうけれども、ああいう地形状況でございます。用地買収なんかかなり難しい状況でございました。そういう中であの退避所を使って、行き違いができるようにということで、当初から計画したものでございます。それについて御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今回は駐車場を初めて造成したのですから、状況を見た中でいろいろ御判断をしていただきたい。せっかくああいうのをつくってトラブルになったりするとなので、ぜひ桜の開花の時期にはちょっと見回りをしていただいて、状況を判断して、それなりの対策をとっていただきたいと思います。

次に、（3）の新たに補植する計画についてということで、現在139本植えられていて、植える場所がないんですよというお話をいただきました。館山公園については、あの桜は、いろいろ調べたら、明治44年に当時の村長さんかな、高橋清六さん、大町の青年会で桜の木100本を植えたというのが、館山の公園の始まりなんですよ。その後、植えたことによって桜の名所としてだんだんなくなっていった。昭和42年の町制施行のとき、次は千葉富次郎さんが村長さんのとき、あの周りはまだ町のものじゃなかったから、七十数名の方から土地をいただいて、あれを寄附をいただいて公園に整備したということで、あそこの記念碑のほうに書いてありました。

その後、昭和50年には、やはりせっかく桜の花が植えられているということで、私たち地元、大町館の青年会の人を中心にあって、館山を守る会というのをつくって、いろいろ環境美化に努めてきたということで、ただ、この方たちも高齢化になったために、それも一応解散して、その

後、町のほうに移管、完全移管されて、町で今整備されているというのが、館山の状況であって、当時は守る会は23名ほどいて、いろいろあそこの環境美化に努められたということで、桜の木もこうやって見ると、106年、植えてから106年ということなので、館山に上るたびに、腐った、枯れた木が落ちております。行ったたび、木の脇に寄せてきていますけれども、そんな中で、やはり植える場所がないといっても、あのままでは将来的にはぱっとなくなっちゃうので、下のほうは植えていました、さっき町長から139本ですよということで、もう植えたのです、植えているんですよ。さらにやはり上についても、箇所、箇所に何本かずつ植えておかないと、じゃあ最後は桜の木がなくなるのかなということもあるので、ぜひ植栽について御検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 鈴木忠美議員の再々質問にお答えします。

先ほど町長答弁にもありましたように、館山公園の桜、大変貴重な町としての財産でございます。そういうようなことで、新たな植栽場所についても検討を進めながら、議員御指摘のように維持管理について適切に管理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 済みません、この資料をちょっと町長のほうに渡させてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ次に参ります。次、トイレの壁面、これは先ほどお話を受けまして、花見シーズンまでに補修するというので、この件については終わりにさせていただきます。

それで、ちょっと今ここにあるのですけれども、公園の整備ということの中で、町長、一番下にあるやつごらんになっていますね、この写真。これ確かね、前にも及川さんも質問したこともあるし、またほかからもいろいろ出ていました、このパネル。「比べてみよう今と昔」というパネル、あそこにあるのですけれども、あそこおかしいんじゃないと、いや、今と昔を比べるのだからと、場面そのものが古い、昔のやつを出しているわけですね。上に行くと、違うんじゃないのと、いや、昔がこれだよと、今はこれだよと見るのだということで、まあまあそれだよと。ところが、それをずっとやってきたら、最近非常にもう汚くなっているということ、こういう、今見られる状態ではありません。それで、きょう櫻井さんもお見えになっているけれども、「小さな旅」でもいろいろお上りになっている。そんな中で案内するとき、これじゃあとても案内に

ならないので、この辺はそろそろ直していただくころだと思っておりますけれども、町長、いかがでしょう。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

確かにこの資料の一番下にある写真ですね、頂上付近から利府の町を眺めたときに比較、昔と今ということで設置しているものでございます。議員御指摘もありまして、眺望もよくするために、桜の上の木も伐採しました。大変眺望もよくなったというふうを考えております。そういったことも考えまして、この比較するもの、修理が可能かどうかちょっとその辺も検討しなきゃないのですが、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） いや、実はこれね、今回駐車場をつくったときに、人が非常に上の方が多いと思うんですよ。そんな中で、これを見たなら逆に、じゃあここに今調整中とか、張り紙でもしたほうがよろしいのかなど。これがちょっと、何も看板もなかったら、あれ、これでもいいのかなということになるので、ぜひその辺もひとつ考えていただきたいと思います。

いろいろ館山公園については町民の憩いの場、本当に桜の名所として、何としてもそれをみんな守っていきたくないので、すぐできることはすぐ、時間かかることはただ投げておくんじゃなく、前向きにどんどん取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、10番 鈴木忠美君の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、13番 及川智善君の一般質問の発言を許します。及川智善君。

〔13番 及川智善君 登壇〕

○13番（及川智善君） 13番、及川智善です。

今回は、2項質問しておりますので、誠意ある御答弁をお願い申し上げます。

それでは、始めます。

性同一性障害について。

性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律が平成15年に施行されて以来、既に14年ほど経過しております。近年、性的少数者、LGBTの権利を守る事例が自治体や大手企業で見受けられるようになってきています。また、来年度、国家公務員の人事指針や宮城県の第3次男女共同参画基本計画案においては、性的少数者、LGBTに対する配慮が明記されるようになります。さらには、一昨年、文科省から全国の教育委員会へ性的少数者の子供たちに対し、きめ細かく対応するよう通知されていると思います。

日本での性同一性障害を有する人は2,800人に1人がこの状態にあるという推計もあり、またインターネット調査では、去年の16年7月から8月にかけての町民、市民に対する全国的な調査では8.0%、それから同時期の電通の調査がございまして、その調査では7.6%ということで、大体この辺の推計があるということでございます。

これらを踏まえて、町としての施策、対応等について、次の点を伺います。

（1）結婚は両性の合意により成立し、役場等への届け出により結婚生活の権利が保護されます。性同一性障害の人の同性カップルは権利が保護されていません。救済措置ができないか、考えをお伺いします。

（2）性同一性障害の人は、公文書における性別欄の存在が大きな苦痛になると聞いております。全国200以上の自治体が印鑑登録書や選挙時の入場整理券など、可能な公文書から性別欄の廃止を実施しております。町として公文書の性別欄記載事項を見直す考えはないかお伺いします。

（3）病院診療時の窓口などで戸籍上の名前と呼ばれること自体に苦痛を感じる人がいます。これらに対処するため、健康保険証に通称名の記載が必要と思われませんが、このような措置は可能かお伺いします。

（4）震災時等における避難所の運営に性同一性障害に対する配慮が必要と思われれます。このことに着意して防災備品備蓄、備品等を準備すべきと思いますが、現状はどうでしょうか、お伺いします。

（5）性同一性障害の児童生徒には、通学自体が試練となる可能性があり、自己同一性と違う制服着用、トイレの使用、着がえ場所などを余儀なくされ、苦しさから不登校になるケースもあ

り得るといふことをございます。また、いじめの対象にもなり得ます。

①性同一性障害の生徒に制服着用に関する柔軟な対応について中学校へ周知すべきと思うが、考え方を伺います。

②小中学校において、トイレの使用、着がえに関し、どのようなことに着意して指導しているか、考えを伺います。

（6）性同一性障害者に関する正しい知識を教職員に普及させることは重要であります。研修等を含め具体的に実施している事項はあるのか伺います。

（7）児童生徒への性同一性障害に関する正しい知識の普及を図るために、取り組んでいる具体例はあるのか、また相談体制はどうなっているのか伺います。

大きい2番、公共施設等総合管理計画に伴う諸施策について。

先般の全員協議会において、利府町公共施設等総合管理計画の説明がありました。この中で、町の歳入状況は、生産年齢人口の減少等により、将来的にも自主財源の減少が見込まれ、地方交付税も年々減少していく。一方、公共施設の経年変化による補修、建てかえなどが見込まれ、これらに多くの経費を要するが、財源確保は困難であるとの見解を示した。ハード面では、将来負担の軽減のために、公共施設機能の再編・統合等を視野にも入れていく方針であります。財政面においては、今後厳しい状況であるとの表現でありました。

そこで、以下の点を伺います。

（1）公共施設の機能再編・統合の具体的なビジョンはありますか。差し当たり2カ所ある学校給食のセンターを1カ所に統合できないかお伺いします。

（2）財政面での具体的な言及はございませんでした。恒久的な自主財源確保は従来からの課題であります。21年3月に私が都市計画税導入について提案を申し上げました。お答えは、今は導入時期ではなく、徴収課税しないことを町のセールスポイントとして発信して、今後は議論を深めていきたいという旨の回答でありました。今こそ自主財源確保のため、都市計画税導入に向け準備を進めるべきと考えますが、町の考えはどうでしょうか。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、性同一性障害について、（1）から（4）までは町長、（5）から（7）までは教育長。

2、公共施設等総合管理計画に伴う諸施策については町長。初めに、町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 13番 及川智善議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の性同一性障害についてのお尋ねでございますが、まず（1）の性同一性障害の人との同性カップルにおける権利の救済措置についてであります。海外では、同性カップルの権利の保障に関する法整備を行っている国もございますが、現在、日本におきましては法的に同性婚は認められておらず、日本の実情においては、いまだ検討の域を出ていない状態となっております。裁判所の審判による性別の取り扱いの変更がない場合、同性婚を許容しない日本におきましては、同性パートナーが婚姻と同等の権利を得ることは非常に困難であります。

このことから、救済措置に関しましては、個々の事情により法的に問題がない等を見きわめながら対応していかざるを得ないものと考えております。

（2）の公文書の性別記載の見直しについてでございますが、現在各申請書等の公文書におきましては、それぞれの事務に必要な情報を記載・収集することといたしており、条例等において様式を定めております。今後、性別の記載の必要性につきましては、法令で規定のあるもの、統計調査等で必要とされるもの、また直接的には必要とされていないもの等の確認を行いまして、性別が判断できる範囲において表記方法を変更するなど、他自治体の例なども踏まえながら調査・検討していきたいと考えております。

（3）の健康保険証への記載の配慮についてであります。国民健康保険の被保険者証の氏名・性別につきましては、原則的に住民基本台帳に基づくものとされ、性別も記載が必要なものとなっております。しかしながら、厚生労働省が通称名の記載を容認したケースもありますので、今後被保険者証への通称名の記載等の御要望をいただいた場合において、個々の事情等を勘案しながら適正に対応していきたいと考えております。

（4）の防災等の防災備蓄品等の配慮についてであります。本町の防災備蓄の現状につきましては、各学校等の防災備蓄倉庫に災害時に備えた資機材や食料品、飲料水のほかに、避難所を開設する際の資機材として、居住スペースやプライバシーの確保を図る間仕切りや簡易テント、非常用簡易トイレなどの備品を備えております。ただいま議員御質問の性同一性障害者への配慮につきましては、宮城県で進める第3次宮城県男女共同参画基本計画の中間案に、相談体制の整備や避難所における男女共同参画の視点に立った運営など、東日本大震災での被災者支援等における状況調査等を踏まえまして整備を進めることとしていることから、県の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2番でございますが、公共施設等総合管理計画に伴う諸施策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の公共施設の機能再編・統合の具体的なビジョンについてであります。さきの全員協議会において御報告申し上げましたように、この計画は現在、町が保有する全ての公共施設等の状況を把握するとともに、長期的な視点を持って計画的に維持管理を行うための指針として、基本的な方針や方向性を示したものでございます。施設の機能再編・統廃合につきましては、今後策定を予定しております個別計画におきまして、それぞれの施設が果たすべき役割や課題等を整理しながら、時代の要請などを十分考慮した具体的なビジョンを示してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

なお、御質問にあります学校給食センターの統合につきましてでございますが、本町の学校給食センターは、町内の小中学校9校に温かくておいしい給食を提供するために、町の地域性を考慮して配置したものでございますので、現段階ではこの形態を継続していきたいと考えております。

（２）の都市計画税の導入についてでございます。

まず、この総合管理計画で試算している将来負担コストにつきましては、現在保有している全ての公共施設等を一定の基準に基づいて改修、または更新した場合、将来生じるであろう費用を推計したものでございます。

また、都市計画税につきましては、ただいま議員御承知のとおり、都市計画事業等の費用を充当する目的税であります。施設の維持管理経費のみに充当することは難しいと認識しております。しかしながら、今後、近い将来において総人口の減少等による自主財源の減少が見込まれ、その対策として土地利用の見直しなど、ますます都市計画事業の必要性が増していくものと考えております。今後は議員御提案の都市計画税の議論も踏まえながら、財政健全化の取り組みについて総合的に検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 13番 及川智善議員の第1点目の性同一性障害についてお答えを申し上げます。

（５）の性同一性障害者への柔軟な対応や児童生徒への指導についてでございますが、①と②は関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

各学校に対しましては、平成27年4月に文部科学省からの性同一性障害にかかわる児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての通知があり、より具体的な対応方針が示され、各学校

へも通知をしております。現在のところ、町内小中学校におきましては、性同一性障害に該当する児童生徒はおりませんが、今後性同一性障害にかかわる児童生徒が相談があったり、あらわれた場合には、通知に沿った適切な配慮を指導していくことになります。

次に、（6）の性同一性障害者に関する教職員への研修等についてでございますが、平成28年4月に文部科学省からの性同一性障害や性的指向、性自認にかかわる児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、これは教職員向けについてでございますけれども、マニュアルが新たに通知され、各学校においてはこの通知を利用し、性同一性障害に関する知識や対応等について、校内研修で理解を深めております。

最後に、（7）の児童生徒への性同一性障害に関する正しい知識の普及や相談体制についてでございますが、各小中学校では、性同一性障害に対する知識の普及への取り組みや相談事例はありませんが、相談があった場合につきましては、各学校においてはサポートチームをつくり、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーを含めて、本人及び保護者に適切に配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、（1）から参ります。

同性カップルにおける権利の救済措置についてお伺いしたところ、海外では法的に、アメリカなんかは州で法律ができますので、容易にというか、できる可能性があります。日本は日本国での法律のもとでそれぞれ生活規範を決めておりますので難しいというのは理解できますし、判例がないというのも、私も過去のを調べましたが、ございませんでした。

それで、要するにそういうことが難しいので、何か方法はないかということをお伺いしたわけです。そこは、当然そういう前置きがあって、町として、ではどのような措置ができるか。つまり権利の保護という観点から申しますと、例えば配偶者というのは男と、今の法律では、男性と女性ということがもちろん法律で定められておりますので、配偶者として見られた場合、例えば保険金の受け取り、あるいは民間の例えば家族の携帯電話とか、小さい話かもしれませんが、配偶者の家族割引とか、いろんなサービスを受けられるようになっております。そこで、証明をどのようにしたらいいかということが問題になってくると思いますが、これまでに検討した事項はないのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

同性パートナーに対する権利のほうについてでございますが、現在そういった御質問等を受けたことがございませんので、実質的な検討というものは行っておりません。こちらのほうといたしましては、御質問、それから御相談があった場合、それぞれの状況を勘案いたしまして、適正な対応を図るべく、それぞれの相談機関への相談等について行ってまいりまして、保護されるような形でこちらのほうとしても御支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 課長の答弁はごもっともだと思いますけれども、先ほども前段で申し上げたとおり、統計資料によると、8%くらいに近い方がいらっしゃるということで、相談を受けたら対処するというのは、いわばそれは対処療法ということなのですが、あらかじめ制度というか、やはり整えておいて受け入れ態勢をとっていくということがとても重要だと思われまます。

例えば東京の例でいいますと、世田谷区では要綱で制度化して、条例じゃなくて要綱で制度化して、世田谷区パートナーシップ宣誓の取り扱い要綱というのをつくってございまして、それでパートナーの宣誓書受領書というのを差し上げて、それで認めていますよということで、これは2015年でしたか、これで7組の受け入れがあったということでございます。

さらに、渋谷区では条例を制定しています。条例は、これも2015年なのですが、渋谷区の男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例ということで、パートナーシップの証明書を発行するというので、結婚に相当する関係と認めて、町としてそのカップルに権利の、夫婦としての保護をしていると。さっき言ったような事例に対して対処できるようにいたしております。そのことについてももう一度課長から御答弁を頂戴したいと思います。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

私のほうでも少々調べさせていただきました。余りやはり、議員おっしゃるように、事例のほうとしては少ないような状況でございました。その中で、戸籍時報という雑誌がございまして、そこでやはり共同生活の費用の負担、それから関係の解消に伴う財産関係の精算、それからあとはその他さまざまな事象において、どういった権利の保障がされるかというところが書いてあるのですが、やはりそこは難しいであろうということでございました。議員おっしゃるように、ほかの町村におきましては、やはりそのパートナーシップに関する権利の保護についての要綱等を

定めているところもございます。そういった事例を参照させていただき、今後研究を図ることが必要かなと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ぜひ現在、将来に向けてそういう整備を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、（2）の性別欄記載の必要性ということでございますが、前段で申し上げましたけれども、200以上、私も見たらびっくりしたのですが、もう200以上、全国自治体、約1,800ございますが、9分の1はもう既に実施しているという状況でございます。その上で、これは、公文書というのは町として、今回お調べいただいているかどうかわかりませんが、主な公文書で性別欄を記載している文書の数というのはどれくらいあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 13番 及川議員の御質問にお答えします。

今現在、町のほうで把握している文書、条例、施行規則、要綱等で、約40ぐらいのものがあるということで確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 課長から御答弁があって、40ぐらいということであれば、必要性を検討していくということでございますので、ある程度数が少ないので、かなり早い時期にできるのかなというふうに私は思っております。

それで、選挙の入場券というのは、私もどうだったか、ちょっと記憶がないのですが、男女別というのは、台帳、選挙に行くときに入場、こうやったときに、台帳で確認して選挙券と照らし合わせますが、あれは、選挙入場券というのは、男女の区別という、そのものの記載欄というのはあるのですか。また必要なかどうか、ちょっとお伺いします。これは質問通告書に選挙入場券のことを書いていますので、お答え願えたら。

○議長（櫻井正人君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正敏君） それでは、及川議員の御質問にお答えいたします。

選挙の投票所入場券には、性別の欄がございます。それで、入場券については、法的に定まっ

たものではなくて、事務用として配布しておりますので、様式も法律で定まっておりません。ということで、性別の削除も可能なのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 先ほど申し上げた観点から、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それでは、3番目、健康保険証の記載、これは判例が出てきたということで、去年ですかね、2016年の話になると思うのですが、やはりそういうところで、我々は、これも選挙の話で恐縮なのですが、通称名で登録できるというのも、選挙の場合はあります、ございます。だから、病院なんかに行って、自分と、自己肯定している性と、戸籍上の性とが違う場合は、非常に苦痛に感じるということでございますので、ぜひこれも進めていって、判例がありますので、申し出があった場合にはぜひ引き受けていただきたいなというふうに思います。これは答弁要りません。

それでは、（4）に移ります。

（4）の防災備品の備蓄、備品も含めた配慮ということなのですが、これはことし、申しあげましたとおり、男女共同参画の中で県のほうでいろいろ考えていらっしゃるということでございます。この資機材で現在、先ほどあった間仕切りのほかに、トイレについてはどのようなトイレ、間仕切りはわかりますけれども、トイレの種類というのはどのような、仮設トイレだと思うのですが、ほかにどのようなものを準備されていくおつもりでしょうか。お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

トイレ等の備品等の状況でございますが、簡易型トイレといたしまして、それぞれ1基というのですかね、1人使用、または2人使用、または4人使用ということで、3種類、またはあと組み立て式トイレ、それとあと簡易トイレ等について、備品として整備しているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今課長がさまざま申し上げたトイレの形態については、男女共同ということで捉えてよろしいのですか。男女共用という考え方で。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

及川議員のお見込みのとおりでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そのほかに、宮城県の計画を見ないとわからないというところがありますけれども、考えられる防災に関して、性同一性障害の方のための備品として、町として考えているところは今のところございますか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

こちらの性同一性障害者に対する備え等につきましては、今現在県のほうでも中間的な取りまとめをしているということで伺っているところでございます。そうした中では、どのような装備品が待ち望まれるものなのか、またはどのような内容のものを町で装備品として用意しなくてはならないのか、まだまだ情報が足りない状況でございますので、今後県からの情報等について注視をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） よろしく申し上げます。

それでは、学校のほうに移ります。

（5）番のほうでございますが、文科省からの通知、きめ細かな対応ということで、既に去年ですか、一昨年ですかね、一昨年に通知されているということで、教職員の方、あるいは学校でも認識されているというふうに理解しております。それで、御答弁の中で、現在町内小中学校には該当者はいないということで言い切っておりますが、これはどこから出た、言い切った答え、答えというか答弁なのかどうか、つまり相談がないとか、事象を捉えて、あるいは今までの経験上ないということだと思っておりますが、御存じのとおり、これはなかなかナイーブな問題でございまして、子供さんたちも親に言えない、それから先生方にも言えないという状況があると思いません、心情的にですね。

だから、この現在該当者はいないという御答弁は、私ちょっと違和感を感じたのでございますが、ある有識者の話ですと、さっきちょっとパーセンテージを申し上げましたけれども、これはちょっと聞いた話で恐縮なのですが、例えば名字でいうと、鈴木、佐藤、高橋さんという、どこにでもいらっしゃるというと失礼な言い方なのですが、それほど多くの名字と同じような度合いでLGBTに該当する方がいらっしゃるというふうに聞いております。この辺について、今言った観点からお伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 13番 及川智善議員の再質問にお答えいたします。

これにつきましては、先ほど答弁の中で、昨年度、一昨年度の通知を学校に出していますよということと、あわせて昨年度の新聞等でLGBT等の記事が出た際に、校長会議、月に1回で行っておりますが、その際にも教育長からも、パーセントからいってもいるということは考えられるので、いることを前提に丁寧に見なさいということは指示してございます。その結果、そういう相談者が現在のところおりませんということと、それが様子として見て心配だという者は9校ありませんということをお報告いただいておりますので、それに基づいて、今のところ該当する生徒は見られないということでお答えしております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今次長から御答弁あったとおりでありますが、いじめ問題と一緒に、なかなか顕著になるまで難しいというところがございます。だけれども、教育長もいつもおっしゃっているとおり、いじめはあるものとして捉えているということでございますので、このLGBTの問題についてもぜひそのような観点で今後も進めていただきたいなというふうに思います。

それで、個別に伺いますけれども、今のトイレの使用などは、この間の工事が、学校工事があって、多目的トイレというのも改築というか、するような格好になっていますが、このようなトイレの使用については、意識の啓発も含めて、子供たちにどのようにトイレを利用していいよと、例えば職員、今いらっしゃらないということなのであれなのですが、将来に向けてですね、例えば職員用トイレを開放しますよとか、多目的トイレを使っていいよとかということで意識の啓発も含めて、どのように子供たちに教えていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

先ほどの通知の中の事例、全国的な対応事例の中にも、多目的トイレの使用とか、職員トイレを使わせる例なんかが出ておりますので、今後町内においてもそのような相談とか事例が出た場合は、実際にはそれも検討していくのかなと。実際にこの性同一性障害の子供に限らず、仮にそういうトイレを使わせたいという場合は、現にこの子供に対してだけではなく、職員トイレとか、そういう場合を使わせることも実際にはありますので、柔軟な対応ができるかと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） あわせて、これは答えは要らないですけれども、更衣室の使用についても

御検討願いたいというふうに思います。

それでは、（6）でございますが、先生方の研修等でございます。先ほどあったように、現在進行形ということで進んでいらっしゃると。これから深くなっていくのかなというふうに思いますけれども、過去の例でいくと、こちらはないと思うのですけれども、個人の、先生方の個人の感覚で対応してと、偏見に満ちた反応もあるというふうに聞いております。例えば教師の方がLGBTに関して知識を持ち合わせていないと、どういふふうに対応したら、子供たちに言われたら何をしたらいいのかわからないということで、要するに社会の性別規範に合わせて、おまえは男だから、おまえは女の子だから、その基準に従ってやりなさいということをして無理無理言っていることがあるみたいなのですが、こういうふうな暴言を聞いたLGBTの子供たちの3割は、教師の方の発言だったという、驚くべきデータが、統計があるのですけれども、利府町はないと思うのですが、特に反応せず放置したケースもありますので、その辺のところ、どのように教職員の教育を徹底していくのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 心ない発言とか、配慮のない発言で子供が傷つくというのは、今回の例に限らず、あってはならないことであると思います。特に今回のこの性同一性障害への理解というのは、議員おっしゃるように、まず教員がきちんと理解していくことが大変大事なことです。あわせて保護者も含めて理解を進めていくことが今後必要になってくるかと思いますが、さきに出ましたこの文科省の通知をまず、庁内でも研修会や職員会議等で職員での理解を図っておりますが、さらにその理解を進めていくということも大事になってくるかと思ひますし、現在のところ、県の研修センター等で、このテーマでの研修講座は、題名上は確認はできないのですが、またそういうことも今後、いろんな機会に開かれると思ひますので、そういう機会を経て、また職員への理解を図るということが大事になってくるかと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ぜひお願いしたいと思ひます。

それでは、（7）でございますが、児童生徒に対する知識と普及の取り組みと相談体制についてでございます。現行の学習指導要領、これについては、中学校の保健体育では、「思春期になると誰でもおそかれ早かれ異性に引かれる」という記述があるそうでありますが、これはあるのでございますか。まずお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 第2次性徴、9歳あたりから中学生にかけて、そこら辺が始まると言われておりますので、学習指導要領の中では、この性同一性障害とかLGBTという文言は現在のところ使われておりませんし、それに基づいてつくられている教科書にも記載は、町内で使っている教科書については記載はございません。おっしゃるように、異性、あるいは自分の体の成長に対する理解というものについては、保健の教科書等で子供たちは授業の中でも学んでいくこととなります。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 学習指導要領には現在はLGBTは、次長のおっしゃるとおり、ないと思うのですが、つまりその「誰でもおそかれ早かれ」という表現があったのかどうかなのですけれども、そのように私は聞いておるのですが、例えばそのような表現が、第2次性徴において「異性に引かれる」というような表現があるとしたならば、LGBTの人は自己肯定感、自分がそういうところで肯定、同性の方を好きになった場合に、じゃあ自分は認められない、人間として認められないのかというような話が出てくると思うのですけれども、こういうことに悩んで、自分は間違っているのだと、いつになったら普通になれるのだろうと思ひ悩む人も出てくるということがございます。

つまり、そういうことで自己喪失というか、自分のところが、そういう自信を失うと学業にも影響しますし、友達関係にも当然影響してきます。それから、あといじめの対象にもなり得るということで、その辺については学習指導要領に、もし御確認いただけるのであれば、その辺についての確認をしていただいて、教師の方の御指導もしっかりしていただきたいというふうに思いますし、あわせて学習指導要領にそのような記載があれば、県を通じて声を上げていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

異性に引かれる多くの子供たちが、そういう時期を迎えるわけですが、それ以前に、必ず男子は女子にとか、女子は男子にという異性だけではなく、まず同性であっても好きになったり尊敬するという気持ちは大変大事なことで、それでだんだんまた別の気持ちに、体の成長に伴って、また別の気持ちが出てくる時期であるよということに基づいた今の表記であるかと思います。それを含めて、保健ではそのようなところで、性的なものの理解というの進めて学んでいきますが、道徳などでは、その男女の平等から、個性の尊重から、人権尊重も含めて、多様なものを

認め合うことも大事だということをおわせて学んでいくと。それで、男女の性に限らず、自分自身も含めて大切にしていこうということをおわせて学んでいくと。それが、この問題だけではなくて、いじめ問題の防止・解決にもつながっていくということで教員は理解して進めていくのだと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、次、相談体制の話なのですが、先ほどお答えでは、担任、養護教諭等で適切に対処していくと、配慮していくというお答えがありました。これは、相談体制では、今現在いらっしゃるスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーですか、の個別相談は、体制はとっていないのでしょうか。お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

子供たちが、この問題も含めて悩む姿というのは、一番身近で見るのが学級担任であったり、中学校であれば教科担任や部活動顧問とか、いろいろな者がかかわってくると思います。その最初に気づいた者、発見した者が、あるいはおっしゃるようにスクールカウンセラーも相談の際に、そういう悩みを聞くとか、ソーシャルワーカーもそうですし、町でお願いしている教育相談専門員というの、子供に直接話を、相談を受ける場合がありますので、そういう方が気づき、聞いてあげると。そこで、とめないということが、相談体制では大事なことで、そこから先をつなげていって、チームとして考えていくと。

先ほどの教育長答弁にもございましたが、サポートチームというものを校内的にはつくります。支援委員会のような形ですね。あるいは校外的なものでも、例えばケース会議で専門家、医療機関の方であるとか、児童相談所の方、専門家ともつなげていくと。そのように発見の窓口からきちんとそこでとどめずに、体制として取り組んでいくと。一人一人に丁寧に応じて悩み解決を図れるような手だてを考えていくことが大事だと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今次長から御答弁いただきましたように、相談というのはなかなか難しいという、垣根というか、塀というのがありますね。やはり先生にも親にもなかなか相談できないで、じくじたる思いでいるということが現状であると思います。それで、その相談体制の副次的な要素として、個人で相談できる第三者というのがございます。これ、24時間の電話相談、これを先生方にも、あるいは何かの機会においてぜひ皆さんにお知らせさせていただきたいと思っております。

が、私はその回し者でも何でもありませんけれども、一般社団法人のよりそいホットラインと、24時間対応しておりますので、困ったことがあったら、ここにもということで併用していただきたいなというふうに思います。

以上です。

それでは、次に移ります。

公共施設の総合管理計画ということでございますが、（1）の近隣の行政地区、学校給食センターは大体1カ所なんです。利府町は2カ所ということなのですが、これ2カ所にした経緯があると思うんですね。その経緯と、それぞれの給食施設の築年数と、施設の調理能力、現状の学校割はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 13番 及川議員の御質問にお答えします。

まず、給食センター2カ所の経緯でございますが、やはり利府町においては人口増加ということで、特に今まで、今あるキャロット館というところがずっと担当しておりまして、菅谷台小学校の建設時にやはり今のキャロット館だけではちょっと足りなくなるというふうな形がありまして、菅谷台小学校が12年に一応なっておりますが、それに合わせた形でポテト館というものを併設しております。その中で、やはり給食センターの場合、今1つ稼働しておりまして、それを新たに大きくするかとか、いろいろ議論をしました。先ほど町長の答弁にありましたように、確かに1カ所大きいのであれば、やはりコスト的な、人的なコスト的なのはある程度削減は可能かと思っておりますが、やはり給食の趣旨からしますと、児童生徒へ温かく、そしてなおさら地場産品とか、そういうのも含めた食育もするというふうなことも総合的に検討しまして、今9校ありますから、6校と3校というふうな形、あと距離的にも西地区というか西部地区のほうに1カ所置いて3校を担当するということと、キャロット館から考えると東部地区というふうな形で、6校が距離的にも望ましい距離であるということから、一応2カ所ということになっておりまして、今現在キャロット館が26年でポテト館が17年というふうな年数というふうになっております。以上でございます。（「処理能力は」の声あり）

調理員の人数でございますが、今ちょっと申し上げられない、資料を持ち合わせていませんので……。 （「何食」の声あり）

済みません。処理能力としまして、キャロット館のほうでは2,600食、ポテト館のほうは1,300食に対応しております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 経緯と概要についてお伺いしましたけれども、つまり、ちょっと私の聞いた観点から少し答弁がずれているというと非常に大変失礼な言い方なのですが、温かく、それから地場産品、温かく給食を届けるとか、地場産品をとというのは、今の地域性からいって、キャロット館とポテト館の距離からいっても、1カ所に統合しても、これは両方できるんじゃないかなというふうに考えますけれども、それでそれぞれ12年と26年ということで建築ということなのですが、いずれにしても今後、子供たちは少子化、これはどこの、利府町に限らず、児童生徒が減少していくということは、もう目に見えていると思うのですけれども、町の推計というか、町の見積もりとしては、子供たちはどれくらいというか、減っていくのか。例えば今、2,600と1,300、3,900までできるということなのですが、これを1つに統合した場合、今後の少子化と相まってどのように、統合できないのかどうか、その観点からもお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） まず、再質問にお答えします。

児童生徒の推計でございますが、はっきり言いますと、ゼロ歳児から6歳児までの人口について把握しておりまして、ほぼ大体今の現状から若干ぐらい減るぐらいで、今後6年間は推移していくというふうな形で考えております。それで、実際問題としまして、この統合のことにつきましては、やはりこれまでの経過を踏まえて、例えばキャロット館が26年とかという形で、将来的にもし施設については、そういうふうな建てかえ、建物自体がどうしてもだめだというふうな形とか、あと例えば何かでまた生徒数がふえるというふうになった場合とかを含めた段階で、やはり計画的にコストも含めた形で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ぜひ検討していただきたいと思います。時間がないので次に進みます。

都市計画税ですね。これについて、8年くらい前に私も町長と大分議論した経緯がございまして、いろいろ調べてまいりました。宮城県内で2万人以上の都市で課税していないのは、今富谷町じゃなくて富谷市になりましたので、富谷市さんとうちだけなんですね。これは今のところ現状として変わらないですか。まずお聞きいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。税務課長。

○税務課長（高橋徳光君） 及川議員の質問にお答えします。

今質問のとおり、今のところ2万人を超えているところでは、利府町と富谷市になってございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、利府町と富谷市さんだけ都市計画税を課税していないということでございますので、ほかの町村は当然と思って課税というか、納税しているというふうな考え方だと思います。うちだけということで、前回の町長の御答弁では、セールスポイントとしてやっているということで、税金を取らないことが減税になっていると、それをセールスポイントにしているということでございますけれども、そうでなくても、それ以外の市でも、町の魅力はそういう減税も大事かもしれませんけれども、減税というか、徴収していないというのも大事かもしれません。個性的な発信で、それぞれ名取市においても、大和町においても、人口はふえております。だから、それがネックになって人口は来ない、減る、見込めないということはないと思うのですが、前回の討論で、そういう町のセールスのためにやっているよと、うちはそれに加えて少子対策とか、子ども支援が充実していますので、かなり魅力ある町、それから町の利便性として駅なんかもあるので、十分それで対応できるので、先ほどの本来の目的である町のこういう財政を、少しでもほかの、これは目的税、町長おっしゃったとおりでございますが、目的税なのですが、そこに今まで一般財源を投資していた分を回せるわけですよ。そうすると余裕が生まれて、ある程度そういう基金に回せるところもありますけれども、そのようなことを具体的に実行していくということも考えることができると思います。そういうところで、最後に町長のお考えを直接お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 税務課長。

○税務課長（高橋徳光君） 済みません、先ほどの御質問に訂正させていただきたいと思います。

課税していないところは、登米市と東松島市も2万人を超えてしていないという状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 及川議員の都市計画税の問題について、御答弁をさせていただきます。

町民の皆さんがみんな及川議員みたく都市計画税に賛同していただけるのなら、こんなにありがたい税制はありません。財源はありません。ただ、1点だけ申し上げますが、この制度は昭和31年度創設、46年間とってないんです。46年間。今ここで都市計画税をお願いしますと言ったら、

町民の理解を得られるかという判断です。1つだけ具体的に申し上げますが、例えば一般的な平均の敷地面積、住宅をお持ちの方、1年間に1万7,275円増税なのです。1年間1万7,275円増税。しかもこの都市計画税は、市街化区域に住んでいる方しか課税できません。調整区域の方は課税できない。つまり利府町民に課税される方、されない方、不公平感が出てくるのです。ですから、もし町民の皆さんが、これでも都市計画税を導入OKというのならば、ぜひ我々も皆さん、町議会議員の皆さんが住民を説得していただきまして、都市計画税OKですとなれば、私もぜひ何とか利府町の財源確保のために、私も大いに賛成であります。まずこの現状を町民に説明して、これでもいいですかとなれば、私も大いに都市計画税導入に賛成です。

もう一つあります。利府町では下水道の負担金がゼロです。下水の負担金ゼロ。宮城県で利府町だけ。これも都市計画税と関連して取っていません。仮にこれからこの下水負担金、頂戴するとなると、新たにうちを建てる人は年間5万3,800円の課税であります。5万3,800円。こういうふうにして、利府町は先ほど申し上げまして、このセールスポイントとして人口がふえれば、非常にいいなという私の考えを申し上げただけでありますから、要するに町民が理解できるか、できないかの話であります。ぜひこの議論を町民の皆さんにお願いして、皆さんがいいよ、出すんだよとなれば、ぜひすぐにでもこの都市計画税を課税していきたいと思っておりますから、その辺の議論をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で、13番 及川智善君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

午後0時11分 休 憩

午後1時07分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、4番 小淵洋一郎君の一般質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

〔4番 小淵洋一郎君 登壇〕

○4番（小淵洋一郎君） 初めに、東日本大震災発生から6年が経過して、いまだに行方の分からない方々が早く見つかると、安堵されることと、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

復興最盛期から発展期へ向け、被災された方々の生活が飛躍的によくなることを願っております。

4番、小淵洋一郎。

利府町をアクセスのよい町へ。

町営駐車場の利用料金の見直しについて質問いたします。

1、利府町をアクセスのよい町へ。

昨年3月の定例会で、私はJR利府線の増便、増発に向けた取り組みについて一般質問いたしました。その結果、町当局の努力によって少しずつ改善が図られているように感じております。利府町はうまく電車に乗れば、仙台駅から20分程度で来ることができる地域です。平成28年3月末現在、利府町の人口は3万6,000人、65歳以上の高齢者は7,200人で、高齢化率19.8%の、宮城県では富谷市に次いで2番目に低い自治体です。つまり利府町は若い人が多い自治体と言えます。また、平成28年策定された利府町人口ビジョンでは、約8,500の方が仙台圏へ通勤・通学していると書かれておりました。1日に8,500の方が、現役世代が仙台圏へ通勤・通学しているわけです。

一方、新中道地区に出店が予定されている大型ショッピングセンターがオープンした場合、今以上に多くの方が本町を訪れると考えます。それらを考えると、行政が努力して、利府町をアクセスのよい町にしていくことが行政の使命と考えます。私は利府町を魅力ある町にしたいという信念で、昨年的一般質問から視点を変えて再び質問いたします。

（1）本町として平成28年4月以降、各公共交通機関へ働きかけてきたことは何か伺います。

（2）通勤者が帰宅する時間帯、19時48分利府駅着の電車に接続するしらかし台行き、菅谷台、青葉台行きの各方面への路線バスがありません。また、利府駅に21時33分に着く電車に接続する葉山方面へ行くバスがありません。この状況をいかに捉えているか伺います。

（3）新利府駅の活用については、昨年3月定例会で町長の答弁では、JRや県道管理者など関係機関と協議を進めると言われましたが、その後、進展はありましたか伺います。

2、町営駐車場の利用料金の見直しについて。

平成28年3月の定例会で提出された町営駐車場の一部を改正する条例は、町営駐車場の満車状態の緩和、駅前広場周辺の送迎車による渋滞対策という理由で提出され、採決の結果、賛成12、反対5で可決され、現在に至っております。確かに長時間駐車する車両が減り、回転率が向上しました。日中、利府駅から電車に乗るため町営駐車場に駐車することが容易になりました。その反面、料金が高過ぎる、数日間駐車したらかなり料金がかさんだ、町営がそこまで駐車料金を上

げなくても等、地域の方々から声が聞かれます。昨年の駐車料金改正後、駐車場を利用して通勤していた方の中には、通勤方法を変更した方もいます。駅周辺の月決め駐車場を借りた方、仙台にある職場に行くようになった方、車で行くようになった方等、さまざまです。料金が高くて不便だと思える状態を解消し、利府駅の乗車数を向上させなければと考え質問いたします。

（１）条例改正前の駐車場が満車状態になっていた根本的な原因はいかに捉えているか伺います。

（２）今後、料金改定の検討する考えはないか伺います。

（３）町営駐車場の拡張の考えはないか伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、利府町をアクセスのよい町へ、2、町営駐車場の利用料金の見直しについて、いずれも町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 4番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の利府町をアクセスのよい町へについてのお尋ねであります。

（１）の平成28年4月以降の各公共交通機関への働きかけについてのお尋ねでございます。

JRに対しましては、宮城県鉄道整備促進期成同盟会を通じての要望、また議長と同行してJR東日本仙台支社長に直接面会の上、町民の皆様からの要望が高い早朝や日中の増便と、仙台駅発の最終電車の時間延長を要望しているところであります。

さらに、ミヤコーバスにつきましても、利府駅発着便のスムーズな電車との接続、さらには運転手不足によって平成26年10月及び平成27年3月に実施されました減便が、まだ解消されていない状況が続いていることから、直接社長に対して早期に減便前の状態に戻していただくように要望しているところでございます。また、地域公共交通会議におきましても、減便により利便性が低下していることを課題として取り上げ、認識をいただいているところであります。

（２）のJR利府駅着の電車とバスの接続状況についてであります。

議員御指摘のとおり、利府駅を発着する電車の一部に路線バスが接続していない便がございます。町としましても、全ての電車に対して各方面の路線バスが接続することを望ましいものと思われませんが、先ほど申し上げましたように、まずは減便実施前の状況に戻していただくことが必要であると考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

（３）の新利府駅活用の進展状況についてのお尋ねであります。

この新利府駅につきましては、利府駅と並ぶ第2の交通拠点として重要な役割を果たすものと考えていることから、関係機関との協議を継続しているところであります。しかしながら、これまでの一般質問において御答弁申し上げましているとおりに、新利府駅南、東に、南東に広がります地域は、町として重点的に保存する農地として位置づけされております。また、新利府駅は、ホームや待合室等、駅としての環境整備がなされていないことから、その整備のあり方を含めまして多くの課題を整理しなければならない状況にあります。

このような状況下ではありますが、町といたしましては、新利府駅の重要性を認識して、引き続き整備方策についてJR、あるいは商業施設業者、関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

2点目の町営駐車場の利用料金の見直しについてであります。

(1)の条例改正前の駐車場が満車状態になっていた根本的な原因についてであります。旧料金体系では、2日目以降、1日200円と非常に安価な料金で利用できたことから、長時間、あるいは長期間で利用される方が多かったものと捉えております。

次に、(2)の今後の料金改定についてであります。議員から御質問のありますように、料金が高くなったという声が寄せられる一方で、満車を気にすることなく気軽に利用できるようになりました。また、30分間無料なので、駅周辺の送迎が便利になったと、こういう意見も数多く寄せられております。昨年7月の料金改正からまだ間もないことから、今は利用状況を見きわめていく時期と考えており、現段階では料金の見直しを行う予定はございませんが、引き続き駐車場の利用状況の把握に努めていきたいと考えております。

(3)の町営駐車場の拡張についてであります。平成27年の6月定例会で一般質問で吉田議員からも御質問いただきまして答弁いたしておりますように、近接地の用地確保が困難であること、また料金改正後は満車となる状況が解消されたことなどから、今のところ拡張の考えはございません。今後とも利用しやすい駐車場を目指して適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） それでは、順次、再質問をいたします。

確かにJR東日本仙台支社長宛てに、宮城県鉄道整備推進期成同盟会会長宮城県議会議長から、宮城県内の鉄道に関する要望として、文書で要望が上がっております。重点要望の一番上

に、利府駅から仙台駅間、仙台駅から利府駅間の増発について、特に1時間に1本程度の運行となっている時間帯における改善を図ることと要望されておりますが、なかなか実現に至っていないところが状況であります。

昨年的一般質問で指摘したことが改善され、利府町地域交通会議のメンバーにJRの代表として岩切駅の駅長さんが加わってくれるようになりました。具体的に町の要望を話されたらよいかと考えます。例えば仙台10時43分発の電車で利府に向かった場合、岩切駅に10時52分に着き、26分待って岩切駅から利府に向かいます。また、同じように、11時50分仙台発の電車の場合には岩切駅で21分です。仙台駅13時55分発の電車の場合も岩切駅で27分待つ状態です。接続に27分から21分待つ状態では、ほとんどの方が岩切駅でおりて次の行動に移ります。接続で待たない理由を岩切駅の駅員さんに確認したところ、小牛田方面からの列車に接続するのを待って出しておりますという回答でありました。実際のところ、小牛田方面からおりて利府行きワンマンカーに乗るお客さんはほとんどおりません。

そこで、提案です。利府駅岩切間のワンマンカーであれば、発車時刻を変更することは意外と容易と考えます。ぜひJRの代表として参加される岩切駅の駅長さんに窮状を伝え、困っている状況を伝え、JRに要望してはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 小淵議員の再質問にお答えいたします。

利府駅と岩切間のワンマンカーにつきましては、議員おっしゃるように、岩切駅着の東北本線の上下線に対応して運行しているものと思っております。ただいま質問にありましたことを岩切の駅長とお会いしましたら、またその接続関係につきまして状況を聞いてみたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 聞いていただけということで、1つ安心しました。増便については、町当局の努力によって、平成27年5月のダイヤ改正で、利府駅発、午前中が2便、下りについても仙台発、午前中が2便増発されております。今後、岩切駅のこの接続とあわせて、始発及び終電について改善を図る必要があると思います。町当局としてJRに対する要望は、利府駅発6時20分の増発とか、仙台駅20時30分の増発と要望されているようですが、電車を増発するためには、JR仙台支社管内の電車をやりくりをしてダイヤを検討しなければならないという、なかなか高いハードルがあることを承知しております。増発するためには、新たに電車

を操車場から出して回送電車で走らせるより、1人でも多くの乗客を乗せて運行させなければならぬわけです。具体的に言えば、早朝に新たに車両を出すよりは、仙台発23時ごろの利府駅行き最終電車を出してもらい、その車両を利府駅に留置、とめ置きして、朝6時ごろ始発として運行してもらえないかと具体的な要望をされるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

そういった議員おっしゃるような提案もあるかと思っておりますので、そういったお話も岩切駅長さんなりと会いましたら、お話ししたいと思っています。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） ありがとうございます。

（2）について再質問いたします。

実は2月中旬に、ミヤコーバス塩釜営業所に行き確認してまいりました。バスの運転手さん不足は深刻です。仙台地区支配人さんもみずから貸切バスを運転するような状態で、まだまだ解決できそうもないとのことでした。従来であれば、駅からバスに乗って帰宅するのが19時50分ごろ、利府駅からのバスが運行していないために、しらかし台及び青葉台、菅谷台方面に帰宅する多くの方は、駅周辺の月決め駐車場に置いてある車両で帰宅しているのが現状です。

一方、この時間帯に葉山中央行きのバスが19時45分ごろ駅前に進入してきて、54分に発車していきます。残念なことですが、電車からおりた方でそのバスに乗る方はいませんでした。私がミヤコーバスの運転手さんに普段の状況を確認したところ、学生さんが主体で10人程度乗っているとのことでした。また、同じ時間帯に西部路線の町民バスが利府駅に19時46分に到着して、1分もたたないうちに発車して加瀬沼に向かっていきました。これもほとんど乗車していないという状況です。

この実態はもう少し時間をかけて調査しなければならないと考えますが、本町は葉山路線に年間2,700万円の補助金を出しております。乗車率の少ない葉山方面のミヤコーバスの運行を維持することより、町民バスに振りかえて、町民バスでよりきめ細かく葉山地区に住まれる方々の足を確保されたらよいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

葉山方面への公共交通についてというふうなお話でございますが、ミヤコーバスの葉山・赤

沼線につきましては、ミヤコーバスさんのほうから運転手の不足等によりまして廃止の意向の話をいただいておりますので、現在の町民バスの路線を含めまして、今後策定します再編計画の中で考えていきたいなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） よろしく願いいたします。ほとんど乗客が乗車していない利府駅発19時54分の葉山中央行きのバスを、その時間帯に運行していないしらかし台行き、または菅谷台、青葉台行きの路線に振りかえる、つまり乗車率の高い路線で運行してもらえれば、バス会社も収益が上がり、またその方面に住む方々も足が確保できます。運転手さん不足で厳しいミヤコーバスに提案されたらよいかと思いますが、いかがでしょうか。まさにウイン・ルーズから、ウイン・ウインの関係になると思います。どうぞ。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

町民バスの運行につきましては、公共交通が走っていない空白地域の解消を目的に運行しているというふうなことでございますので、路線と競合とございますか、どちらも乗り入れることにつきましては難しいものなのかなというふうなことを思っておりますので、そういった意味も含めまして、今後の計画の中で考えていきたいなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） では、（3）に移ります。

関係機関との協議というところで、一例を申し上げますと、石巻市にイオンが進出した当初、JRは特にダイヤを改正することはなかったようです。ところが、イオン石巻店最寄り駅である蛇田駅にイオンで働く方々が想定以上に乗りおりましたため、駅はパンク寸前の状況が生じました。そのため、JRはダイヤを見直して今日に至ったということを知っております。

新中道地区に大型ショッピングセンターが開店した場合、新利府駅での人の流れは大きく変わるはずなので、関係機関と綿密に協議を重ねることが重要と考えます。平成26年11月20日に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、自治体が主体となって地域交通網計画作成計画の策定ができるようになったわけですから、国が定める基本方針に基づき、本町が主体となって協議会を開催しつつ、交通事業者との協議の上、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークの再構築をすることが、事業として推進すべきと考えます。

そこで、お尋ねします。地域公共交通会議を設定することになった場合、自前の送迎バスと大

型駐車場を保有する大型ショッピングセンターの代表はキーマン、重要人物となり得ます。ぜひ加わっていただくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

新利府駅活用の協議につきましては、これまでも大型商業施設の方と協議をしておるところですが、先ほど町長の答弁にもございましたように、課題が山積しているというふうなところがございますので、今後も引き続き協議を重ねてまいりたいなというふうなことを思っております。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） よろしく願いいたします。地域公共交通会議を早期に立ち上げ、メンバーを充実していくことが大事だと思います。それと並行して重要となるのが、利府町民のニーズを把握することだと考えます。平成28年6月、昨年ですけれども、町当局として公共交通に関するアンケート調査を3,300人の方をお願いをして、1,647人の方から回答を得ております。集計しているところだと思いますが、果たしてこの結果で町民のニーズが把握できたか疑問です。実施するのであれば、町内全戸を対象にすべきと考えます。郵送料がかさむというのであれば、町内会、行政組織等を通じてアンケート調査を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

確かに昨年、公共交通に関しますアンケート調査を実施しておるところでございます。これにつきましては、現在アンケートを集計しておりまして、次の公共会議のほうでお示ししたいなと思っているところがございます。

それから、当初この3,300人の予定だったのですけれども、会議にかける前は3,000人というふうなお話をさせていただいたのですが、委員の方からももう少し多いほうがよろしいんじゃないかというふうなこともありまして、予算の範囲内というふうなところで3,300名というふうなところでアンケートを実施しております。なお、今後、29年で公共交通網計画を策定することにしておりますので、行政区長さんなり、そういった方々の直の声もお聞きしながら策定したいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 昨年3月の定例会以降、当局の努力により、平成29年度予算では、地域

公共交通確保・維持改善事業費補助金の交付が予定され、地域公共交通網形成計画策定調査委託費を計上することになりました。この課題は一挙にできるものではありません。一步でも前に進めていきたいと考えます。

続きまして、2番目の町営駐車場の利用料金の見直しについて、順次再質問いたします。

1日200円、(1)を言いますが、1日200円という低料金でと言われておりました。それで安価だったためと言われていましたが、根本的な原因は何だったのか。それは利府町を発着する電車にうまく接続する公共交通手段がないことだと言えます。今までに利府駅発6時39分の始発で通勤していた人は、バスが運転していないために車両で駅まで来て駐車場に車を置き通勤しておりました。学生は家族に駅まで送ってもらい通学しております。平成26年10月に路線バスが減便となり、バスの運行間隔が変更され、従来よりバスが停留所に来る時間が遅くなりました。そのため、雪の降ったときなど、電車の発車時刻ぎりぎりにバスが利府駅に着くということもあり、駆け込み乗車して乗ったという事例も発生しております。電車の発車に間に合わないようでは、バスでは通勤できない。そうなれば、車両で駅まで来るでしょう。また、多くの方が帰宅する駅に着いても、駅から出るバスが運行していなければ、自然と車両に変更していったわけです。その結果が、町営駐車場に車を置き通勤するようになったことと、送迎の車両がふえ、駅前が混雑するようになったわけです。

料金を改定することにより、町営駐車場の常時満車状態は改善されました。当局は駅前の状況を把握しておりますか。駅前が混雑しているとしたら、今後どのような対策をとっていきますか伺います。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 4番 小淵洋一郎議員の再質問にお答えします。

御質問の現在の駅前周辺の混雑状況につきましては、昨年行いました条例改正の目的でもありました。駐車場を30分間無料とすることで、駅利用者の送迎車両を駐車場のほうに誘導するものであります。改正前と改正後の1週間の30分以内の利用車両の調査を行ったところ、改正前161台だったものが304台、約1.5倍にふえております。さらに、送迎車両が多くなる午後6時から8時の間、現地で調査しましたところ、送迎車両が30分間無料の駐車場を利用していることも確認しております。また、調査では、駅前付近の道路で路上駐車している車両についても、改正前に比べると若干少なくなったように見受けられました。しかし、依然として路上駐車送迎車両があることから、駐車場への誘導看板の設置とPRに努めて、駐車場のほうに送迎車両を誘導した

いと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 駅前の車が若干少なくなったということではありますが、最近の駅前の混雑している状況を私も確認してきました。2月24日金曜日と3月6日の月曜日、19時半から21時50分の2回にわたり、駅周辺の車両を調べたところ、タクシーおり場の前には、確かに町営駐車場は30分無料と書かれた利用を促す看板がありますが、駅前は送迎のための車両で混雑している状況でした。19時50分前後には、駅前の短時間駐車できる10台分のスペースではありますが、満車で、ロータリー進入口両側に、右側も左側も車がいっぱいとまっている状態で、とめる場所がなくバス停にとまっていた車両もおります。葉山中央行きのバスに気づき、慌てて移動するような状況でした。駅前の駐車スペースには、駐車している10分間駐車ということで書かれておりますが、それにもかかわらず4台の車両が、運転手さんが乗っていない長時間駐車でありました。

そこで、質問いたします。駅前の混雑対策として、駅前10台分の駐車場にパーキングメーターを設置し、20分間は無料、それ以上超した場合には課金をしていく、料金を発生させていくという手段をとったらいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

議員おっしゃる駅前ロータリー内の駐車スペースだと思うのですが、あれにつきましては、駐車場法に基づく駐車場とはなっておりません。位置づけは道路になっております。そういう観点から、料金を取ることちょっと今の状況では難しい状況となっております。あくまで利用者の方のモラルの問題かというふうに考えておりますので、その辺もPRをして適正な利用をしていただくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 次に、（2）に移りたいと思います。

料金の見直しは考えていないとのことですが、通勤する方々の立場で一例を申し上げますと、朝6時39分の始発電車で通勤する人は、18時39分の電車で帰ってきた場合、12時間車を駐車場に入れ電車に乗り込む時間を加味すると、12時間を超え13時間となります。多くの通勤者が乗る7時1分の電車で通勤した場合、帰宅する時間を20時23分とした場合には13時間32分、電車からお

りて駐車場の車に乗り込み時間を加味すると、14時間もしくは15時間となります。これをシミュレートした場合、今まで3時間ごと100円加算する場合は、13時間以内は400円、15時間以内は500円となります。これを5時間ごとの100円の加算で考えると、13時間以内も15時間以内もともに300円となります。現在の3時間で加算するシステムから5時間ごとのシステムに変更できないか、検討いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 料金改定の間隔ですかね、長くしたらいいんじゃないかということでございます。それにつきましても、町長が先ほど答弁しましたように、改定してまだ1年もたっていないという状況でございます。もうしばらくその利用実態について詳しく調査・検討して、どの程度の料金がいいのか、さらに調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 先ほどは3時間から5時間という要望ですけれども、現役世代は21時33分の電車もしくは22時41分間に着く電車で帰ってくるぐらい仕事をしている方もいらっしゃいます。1日上限400円という料金設定も考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

既存の駐車場、近隣の自治体と比べましても、比較的料金設定は安価なほうになっております。先ほどと同じ答弁になりますが、1日最大400円というのも、今後の利用実態等を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、（3）の町営駐車場の拡張についてでありますけれども、近隣に用地確保が難しいということでありましたが、現在、まち・ひと・しごとステーションtsumikiの東側にスペースが、駐車できるスペースがありますが、そこにパーキングメーターを設置して駐車するという考えはないか伺います。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

御指摘の駐車スペース、tsumikiの東側、あのスペース、さらにりふレ横丁のスペースにつきましては、今現在利府町の土地開発基金の財産となっております。そういうことから、あくまでも暫定的な施設利用ということで、仮設の店舗だったり、あとtsumikiについても期間を5年間ですかね、ということで一応設置したものでございます。そういうことから、その土地の問題を解決しないと、常設の駐車場としての利用はなかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） なかなか利府駅周辺は難しいという実態がわかりました。駅前の駐車場が無理というのであれば、現在開発している新中道地区に、つまり新利府駅近傍に町営の第2駐車場を建設するという案もあると思います。なぜなら、大型ショッピングセンターが開店した場合、利府町の利便性が向上し、新利府駅から通勤する方がふえることも想定しておかなければいけません。もし大型ショッピングセンターの駐車場が無料であれば、その駐車場でパークアンドライドする通勤者が出てくることも想定しておかなければいけません。大型ショッピングセンターで買い物をしない車両の駐車がふえれば、必然的に有料化が検討されるでしょう。今後しっかり大型ショッピングセンター側と協議して、新利府駅周辺の駐車管理をしていくべきと考えます。

そこで、お尋ねします。今後新たに第2の町営駐車場を建設する考えはないか。また、現在の駐車料金は今後展開する大型ショッピングセンター駐車場との関係も包括的に考える必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

第2の町営駐車場ということで、新利府駅周辺を想定されていることかと思えます。先ほど来新利府駅の件について答弁がありますように、あの周辺につきましては、利府町で農業を振興するための農用地として指定されております。そういうことで、なかなか開発が難しい状況でございます。当然駐車場という開発につきましても同じような条件になっております。その辺につきましても、そういうことから開発できるか、できないかの議論もあるのですが、状況はやはり難しいのかなというふうに考えております。

あと、大型商業施設の駐車場を利用した料金設定ということでございます。それも相手があることでございます。その辺につきましても、どういう方策が検討できるのか、実施できるのか、

大型商業施設のほうにもちょっと話はしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） しっかり協議を進めていっていただきたいと思います。今回、利府町をアクセスのよい町へと、町営駐車場の料金見直しについて質問しましたが、地域公共交通活性化及び再生に関する法律は、今まで民間事業者が主体となって考えていた公共交通の枠組みを見直し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワーク形成を進める必要があるために、地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めたものです。

今後、新中道地区に大型ショッピングセンターが開店し、2年後には東京オリンピックサッカープレ大会、3年後には東京オリンピックサッカー会場として、利府町へ大勢の方が訪れます。ぜひこの機会、オポチュニティーと捉え、利府町を魅力ある町にしようではありませんか。また来年の3月、この定例会でこの問題について検証させていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、4番 小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あすは定刻より会議を開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後1時47分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成29年3月13日

議 長

署名議員

署名議員